



島根県報

平成30年 1月26日 (金)

第 2,974 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成29年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示	(林業課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	4
保安林の指定	(")	4
漁業災害補償法の規定による同意	(水産課)	5
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	5

告 示**島根県告示第31号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成29年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成30年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
第10回 平成30年 2月 2日（金）
第11回 平成30年 2月23日（金）
- 4 試験期日
第10回 平成30年 2月 3日（土）
第11回 平成30年 2月24日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
(2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第32号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成30年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社そろっと	放課後等デイサービスこぱん	松江市西津田三丁目14-8	平成30年 2月 1日

島根県告示第33号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成29年島根県告示第118号）は、廃止する。

平成30年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

みーもの森づくり事業費交付金

2 交付の目的

森林を保全する取組、森林資源の活用に関する取組及び森で学ぶ取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び交付の限度額

事業の区分	事業の内容	交付の率	交付の限度額
森を保全する取組	森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。）、森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。）、身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策、森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取組をいう。）、みーもの森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組の継続実施（継続事業）及び再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動（継続事業）	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費（用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。） (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料	1申請につき2,000,000円とする。ただし、継続事業については、50,000円（植栽後の下刈り及び竹林伐採後の管理にあつては、200,000円）とする。
森を利用する取組	木材利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品等を利用する取組をいう。）、木質バイオマス利用（公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組をいう。）、木の利用講座（木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。）、竹を利用する取組及びみーもの森づくり事業で取り組んだ森を利用する取組の継続実施（継続事業）	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 県産の木材代 (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料	
森で学ぶ取組（みーものスクール）	小中学校と連携して授業の中で継続的に（3回以上）行う森林環境学習活動	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 講師謝金、旅費及びスタッフの賃金 (2) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費	1校につき400,000円とする。

	(用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。)
	(3) 資材・参加者等を活動場所まで運ぶ経費

4 交付対象者

自治会、特定非営利活動法人その他の団体

5 その他

知事に提出する書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林振興センター又は各農林振興センター各地域事務所（以下「地方機関」という。）を経由して農林水産部林業課に提出すること。ただし、実施場所が複数の地方機関の管轄区域にまたがる場合は、直接農林水産部林業課に提出すること。

島根県告示第34号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村椈谷583、635-1 から635-4 まで、635-6 から635-8 まで、635-10

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町上講武字七田2945

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第36号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

美保関

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄19に掲げる漁業の区分

島根県告示第37号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年 1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
益田市	平成27年度～29年度	24枚	1冊	久原1	平成30年 1月19日
津和野町	平成26年度～28年度	24枚	1冊	富田口Ⅱ	平成30年 1月19日